

第2期茨木市中心市街地活性化基本計画（素案）に対する意見

No.	委員	意見	回答
1	笹井委員	目次：3. 中心市街地の地活性化、P27：中心市街地の地活性化 「活性化」ではなく、「地活性化」でよろしいでしょうか	「活性化」に修正します。
2	笹井委員	P68 茨木音楽祭の今後の実施予定はあるのか。 P111も同じ	実施予定は未定と聞いています。
3	笹井委員	P73 【事業名】まちのにぎわい事業の事業内容部分 ガンバルフェスタ（年3～4回） →ガンバルフェスタ（年2～3回）に修正。 P111も修正	「（年2～3回）」に修正します。
4	笹井委員	P88 空欄になっています。	中心市街地活性化協議会より意見書を頂戴しましたら添付します。
5	笹井委員	P96 行政関連施設欄に ハローワーク、労働基準監督署は入らないのか確認 文化施設欄に 本源禅寺、梅林寺（共に中心市街地内）、は表記しないのか確認 教育機関に、茨木高校、春日丘高校は入らないのか確認	行政関連施設は中心市街地区域内にあるハローワークを追加します。 文化施設（神社等）については、第2期基本計画の掲載事業に関連がある施設を記載しており、ご意見いただいた施設の追加は見送ります。 教育機関については、両施設とも中心市街地区域外の為、追加は見送ります。
6	笹井委員	IBALAB@広場について、設置当初は会議所も色々イベントで利用していましたが、徐々に利用が減っていきました。 理由として、「吹く風が強い」ということがあります。 てづくり市実施時に商品うやテントが飛ばないように押さえながら営業したりしていました。 中活の基本方針である、そぞろ歩きやお気に入りの場所などが強風や直射日光が直接当たる場所なら、時期によっては全く機能しない可能性があります。 現在考えられるのは、強風と直射日光ですが、「こういった対策をしていく」ということを盛り込むのは、この基本計画なのか総合計画なのか、都市マスなのか立地適正化、アクションプランなのかその他なのかどこになるのでしょうか。	事業計画の実施内容によるため、現時点では明確なお答えができませんが、いただいたご意見については、本市庁内に情報共有させていただきます。
7	山本委員	中心市街地の区域について、阪急南茨木駅から立命館大学のエリアも拡大してはどうか。	中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル＜令和6年度版＞の「Ⅲ. 基本計画の作成要領」「2. 中心市街地の位置及び区域」で区域設定の考え方が示されています。区域設定に当たっては、市町村マスタープランと適合することが求められていることを踏まえ、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画が作成されている場合は、当該計画に基づく都市機能誘導区域と整合性をもって区域設定をしなければならないと記載されています。 以上のことから本市の立地適正化計画と整合を図るため、中心市街地の区域を設定しており、今回の基本計画策定に当たっての区域拡大は想定していませんが、貴重なご意見として承りました。